

区分支給限度基準額 (参考資料)

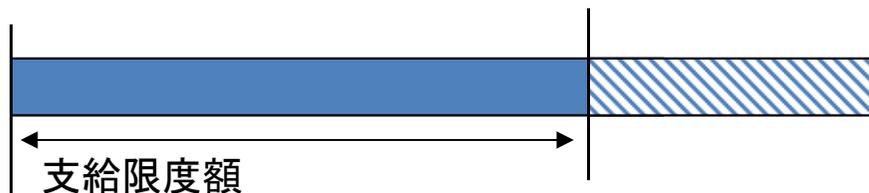
居宅介護サービスに係る区分支給限度基準額（制度概要）

- 身体への侵襲等を伴い利用に一定の歯止めがかかりやすい医療サービスとは異なり、介護サービスは、生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいこと、また、同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、居宅介護サービス及び地域密着型サービスについて、要介護度別に区分支給限度基準額（以下「限度額」という。）を設定し、一定の制約を設けるとともに、その範囲内でサービスの選択を可能とする仕組みとなっている。
- 限度額の水準は、要介護度ごとに認知症型・医療型などいくつかのタイプ（典型的ケース）を想定した上で、それぞれのタイプごとに設定された標準的に必要と考えられるサービスの組合せ利用例を勘案し設定している。
- なお、居宅介護サービス及び地域密着型サービスであっても、医師等の判断により行われる「居宅療養管理指導」や、利用期間中に他のサービスを組み合わせることがない「居住系サービス」（短期利用を除く）や「施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）」については、限度額は適用されない。また、政策上の配慮から限度額の対象外とされている加算が様々ある。

※区分支給限度基準額のイメージ図

介護保険給付の対象
（1割自己負担）

対象外
（全額自己負担）



参照条文：介護保険法（平成9年法律第123号）

（居宅介護サービス費等に係る支給限度額）
第43条（略）

2 前項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅サービス等区分ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該居宅サービス等区分に係る居宅サービス及び地域密着型サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービス及び地域密着型サービスに係る第41条第4項各号及び第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

区分支給限度基準額に係るこれまでの経緯

○ 限度額については、消費税率が引き上げられたことに伴う影響分を機械的に引き上げた平成26年度改定時以外は、見直しを行っていない。

平成14年1月

制度発足以来、訪問通所サービスと短期入所サービスのそれぞれについて限度額管理を行っていたが、利用者の選択性・利便性の向上の観点から、限度額を一本化した。その際、市町村の判断により、訪問通所サービスの支給限度額に満たない分を短期入所サービスの利用限度日数に振り替える措置や、訪問通所サービスの利用実績が限度額の6割未満である場合に短期入所サービスの限度額を拡大する措置が廃止となった。

平成15年度改定時

サービスの平均的な利用率が限度額に対して4割から5割程度、限度額を超えて利用している者の割合が2%から3%程度であること、また、改定内容をトータルで見るとそれほど大きな変動幅ではないとし、変更しなかった。

平成18年度改定時

予防給付の見直しに伴って、要支援者の標準的なサービスの組合せ利用例の見直しを行い、要支援1及び要支援2の限度額を設定した。

平成21年度改定時

プラス改定に際して、限度額についての議論があったが、サービスの平均的な利用率は限度額に対して6割、もしくはそれ以下であること、また、保険で手当とするサービス量が増え、介護保険財政にとっては負担増となるものであることから、財源の議論の中で併せて検討すべきとして、変更しなかった。

平成24年度改定時

介護職員の処遇改善を中心とするプラス改定であったが、介護職員処遇改善加算は限度額に含まないこととし、変更しなかった。なお、「**区分支給限度基準額に関する調査**」を実施（平成23年2月に介護給付費分科会に報告）。

平成26年度改定時

消費税率引上げ（5%→8%）に伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、限度額を超える利用者が新たに生じること等から引き上げた。

平成27年度改定時

包括報酬サービスについて、他の標準的な介護サービスと組み合わせた場合、状況によっては限度額を超えることがあることについて議論があったが、限度額に含まれない加算を拡大していくことで対応することとし、限度額は変更しなかった。

居宅サービス及び地域密着型サービスの内、 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

限度額 (単位：円 (注2))	限度額が適用されるサービスの種類 (下欄の※については、短期利用に限る)	【限度額に含まれない費用】 (赤字は平成27年度介護報酬改定で追加したもの)
要支援 1 50,030	①訪問介護	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／介護職員処遇改善加算
	②訪問入浴介護	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
要支援 2 104,730	③訪問看護	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／サービス提供体制強化加算
	④訪問リハビリテーション	中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算
	⑤通所介護	中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
要介護 1 166,920	⑥通所リハビリテーション	中山間地域等提供加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
	⑦福祉用具貸与	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算
	⑧短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
要介護 2 196,160	⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設の緊急時施設療養費（緊急時治療管理・特定治療）と特別療養費／病院・診療所の特定診療費／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
	⑩特定施設入居者生活介護※（注1）	介護職員処遇改善加算
要介護 3 269,310	⑪定期巡回・随時対応サービス	特別地域加算／中山間地域等の小規模事業所加算／中山間地域等提供加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
	⑫夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
	⑬認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
要介護 4 308,060	⑭小規模多機能型居宅介護	中山間地域等提供加算／訪問体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
	⑮認知症対応型共同生活介護※	介護職員処遇改善加算
要介護 5 360,650	⑯地域密着型特定施設入居者生活介護※	介護職員処遇改善加算
	⑰複合型サービス	事業開始時支援加算／緊急時訪問看護加算／特別管理加算／ターミナルケア加算／訪問看護体制強化加算／総合マネジメント体制強化加算／サービス提供体制強化加算／介護職員処遇改善加算
限度額が適用されないサービス	①居宅療養管理指導、②特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）、③認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、④地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）、⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

注1) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護については、要介護度に応じた限度単位数を別に設定。 注2) 額は介護報酬の1単位を10円として計算。

要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

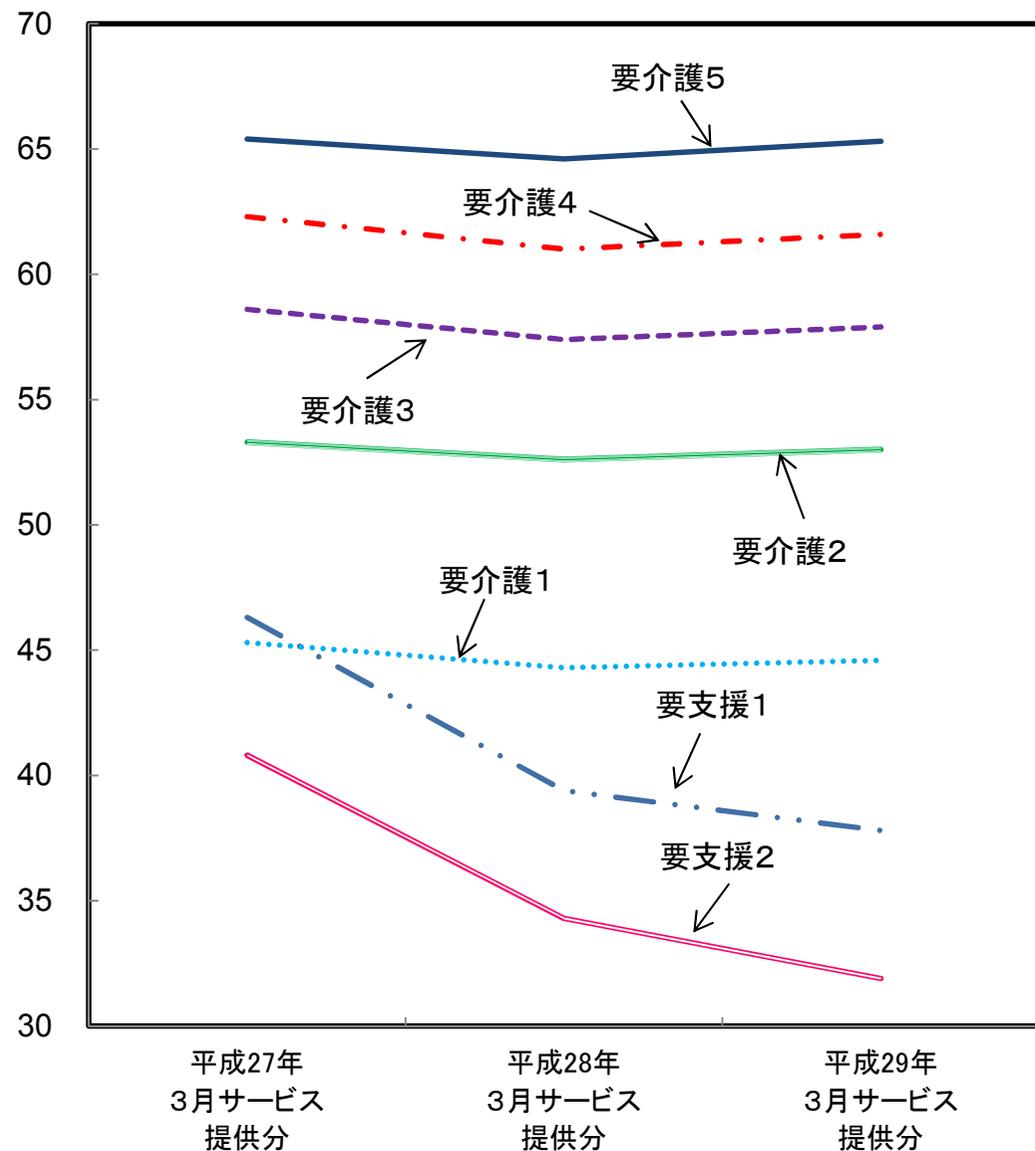
	人数	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合 (%)	支給限度額を 超えている者 (人)	利用者に占める支 給限度額を超えて いる者の割合(%)
要支援1	428,131	50,030	18,918	37.8	1,595	0.4
要支援2	545,086	104,730	33,434	31.9	836	0.2
要介護1	920,770	166,920	74,507	44.6	16,053	1.7
要介護2	828,217	196,160	104,047	53.0	29,710	3.6
要介護3	478,900	269,310	156,020	57.9	14,180	3.0
要介護4	318,318	308,060	189,613	61.6	12,656	4.0
要介護5	201,460	360,650	235,565	65.3	10,093	5.0
合計	3,720,882				85,123	2.3

※介護給付費等実態調査(平成29年4月審査分)を基に作成

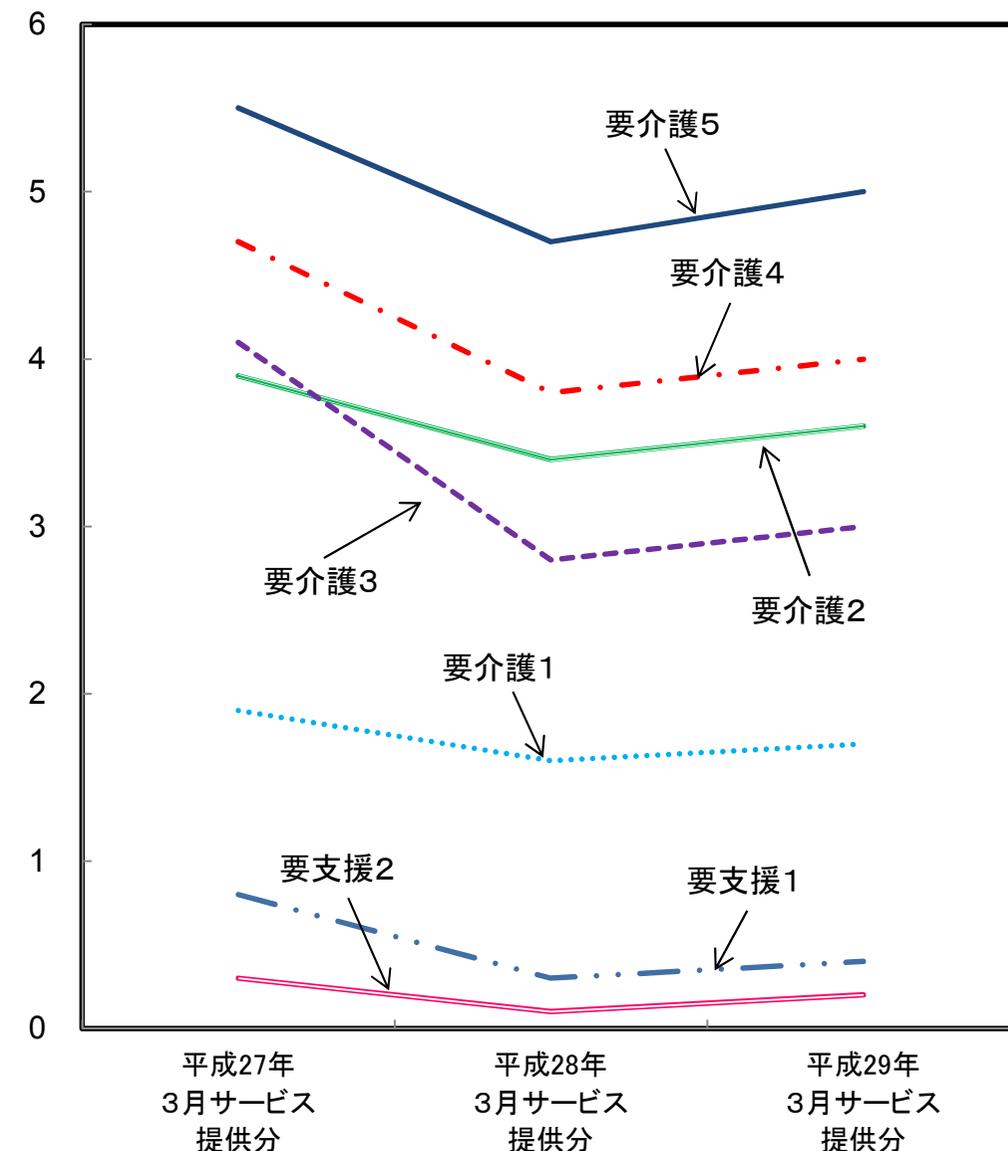
(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

要介護度別の平均利用率と支給限度額を超えている者の割合

(%) 受給者1人当たり平均費用額が支給限度額に占める割合



(%) 利用者に占める支給限度額を超えている者の割合



※平成27年～平成29年介護給付費等実態調査(各年4月審査分(3月サービス提供分))を基に作成

集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—
定期巡回・随時対応サービス	600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師:503単位 → 452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	①94単位/日 ②47単位/片道 減算	①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ②事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

(参考) 集合住宅に関するこれまでの論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成29年5月12日第138回介護給付費分科会）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、そのサービス提供の多くが、集合住宅に居住する利用者に対して行われているが、地域全体へ必要なサービスが行き届くようにするためにはどのような方策が考えられるか。

居宅療養管理指導（平成29年6月7日第140回介護給付費分科会）

- 利用者の居住場所に応じた評価について、平成28年度診療報酬改定では、在宅時医学総合管理料等の算定要件を見直し、居住場所や単一建物での診療人数等に応じたきめ細かな評価等が行われたことを踏まえ、報酬体系の簡素化にも配慮しつつ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、どのように考えるか。

訪問介護（平成29年7月5日第142回介護給付費分科会）

- 集合住宅におけるサービス提供の適正化について、どう考えるか。

居宅介護支援（平成29年7月19日第143回介護給付費分科会）

- 公正中立なケアマネジメントを確保する観点から、特定事業所集中減算のあり方や利用者やその家族に対する説明・同意プロセス等についてどう考えるか。

※ 「現状と課題」の箇所において、居宅介護支援事業所には集合住宅の訪問に係る減算の仕組みはないが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅と併設している居宅介護支援事業所は、併設事業所がない場合と比較して、利用者宅までの平均移動時間が短い傾向にある旨を紹介。